

玄海原発3・4号機再稼働およびそれに際しての佐賀県のあるべき
対応に関する御意見

氏名 吉岡 斉 (九州大学大学院比較社会文化研究院・教授)

佐賀県知事 山口祥義 殿

1. 玄海原発3・4号機再稼働について

(1) 玄海原発（商業発電用原子炉）3・4号機の安全性は保証されていないので、その運転に同意しないことが必要である。自治体は地方自治法第1条2の規定に基づいて、住民の福祉の増進を基本として、行政を行わねばならない。つまり住民の生命、健康（身体、精神）、財産の保護を旨としなければならない。したがって自治体そのものの消滅など、莫大な損害をもたらすおそれのある原発の運転（再稼働）を、その安全性が保証されていない状況下で、認めてはならない。

(2) なぜ安全性が保証されていないと言えるのか。最も基本的には、事故の原因・経過が解明されていないからである。今まで多くの事故調査が行われてきた。私も、政府事故調（東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会）委員として事故調査にかかわった。しかしいまだに核燃料デブリの正確な位置すらわからない状態。したがってどこに原子炉施設（とくに原子炉建屋内）の構造的な弱点があるか、実証されていない。

にもかかわらず原子力規制委員会は、新規制基準策定において、原因とおぼしきものについて対症的に、原子炉の地震対策、津波対策、シビアアクシデント（アクシデントマネジメント）対策を強化しただけ。この手法を、原発という事故被害が天文学的に大きな施設に対して当てはめるのは軽率。

(3) また、新規制基準をみると、ほとんどの原子炉が、電力会社が支払い可能な範囲において、設備・機器の補強や追加を行えば合格できる水準となっている。そのような安全に関する「相場観」のもとで新規制基準が作られ、また運用されている。福島事故前と比べ、安全性が大幅に向上したとは言えない。また達成された安全性の度合いも不明である。

(4) 事故原因・経過の調査は本来、政府又は国会の事故調査委員会が行うべきだが、それらが不在の現状では原子力規制委員会が責任を負う。だが規制委員会は、発足初期において、地震L O C A発生の可能性に関する机上での解析を行うなど、わずかの事故評価を行ったのみで、最近は何もやっていない。つまり事故調査なしに適合性審査の基準作りと運用を行っている。事故調査のための現場保存の指示も、規制委員会は出していない。東電福島第一の解体・撤去活動がゆっくりと進む中で、事故原因・経過に関する大切な証拠が失われていく危険が高い。

(5) 原子力防災に関するナショナルな体制は、ほとんど改善されていない。アメリカの緊急事態管理庁F E M Aのような、一元的な危機管理組織は作られておらず、多省庁縦割り体制のまま。個々の省庁の能力向上もみられない。規制委員会は、「適合性審査」を主目的としており、原子力防災についてはローカルな防災計画のモデル文書を作るなどにとどまり、役割がきわめて限られている。人数的にも弱体。原子力防災について最もまとまった組織として、内閣府に60名規模の組織（政策統括官と3名の参事官がいる）があるが、多省庁の雑居世帯で専門性も低い。緊急事態時には、官邸の災害対策本部や他のオフィス（E R Cが多い）に分散配置されて、補助的任務を担うのみ。また国家的な原子力防災に関する計画がない。

このような改善に乏しい状況では、過酷事故再発の際、福島事故と同様の事態、つまり指揮命令中枢の麻痺状態をきたす恐れがある。

(6) 福島事故では住民の被曝が不必要に大きくなった。これをいかにして最小限とするかという問題意識がみられない。高濃度汚染が広がってから避難を開始するという現在の方式では、住民被曝の最小化は実現できない。あらゆる手段を併用してモニタリングと放射能拡散予測を行い、それを緊急時の防災行政活動に役立てるとともに、住民にも周知させる必要がある。S P E E D Iを運用しない理由はない。エアボーン汚染マップ作りも導入すべきだ。行政の危機時の指揮能力に限界があるのはわかるし、失敗を恐れる気持ちもわかるが、能力を大幅に高めるような努力が必要である。

(7) 過酷事故対応は、オンサイトは電力会社、オフサイトは自治体が、それぞれ中心的役割を果たすことになっている。いわば政府が丸投げしている。しかし発電所からの避難について、ルール化されていない。定期検査時に事故が起きた場合、避難させるべき人口が2～3倍に増えることもある。オフサイトとオンサイトを連携させた防災計画が必要である。「発生したときに連絡を取り合う」というのは泥縄式。

(8) 危機における発電所からの避難についてルールを作っておくべき。2011年3月15日には、それがなかったために関係者は厳しい判断を迫られた(いわゆるフクシマ50)。国家防災組織の決死の行動についてもルールを作っておくことが必要。(同じことは広義の防災協力者全般についても言えるが、程度は相対的に軽い。)

(9) このようにIAEAの深層防護の第5層の対策は、著しく手薄にみえる。福島事故を経験してもなお、対策を改めていないのが実態である。福島事故前は、「格納容器は絶対に破れない」という前提のもとで「仮想事故」が設定され、安全審査が行われていた。すべての原発が立地審査指針(敷地境界で25ミリシーベルト)に抵触しないこととなっていた。福島事故から6年しか経過していないのに、また同様の「作り話」を作って、第5層の対策を改善しないことの言い訳にするのではないかと懸念される。(たとえば原子力規制委員会の安全目標は実証的根拠がない。確率論的リスク評価の数値は、ただの試算結果。100テラベクレルという数字は、かつての「格納容器は絶対に破れない」という「作り話」を少々ゆるめただけのもの。(それでも立地審査指針は運用停止しなければならなかった。)

2. 佐賀県の対応について

(1) 玄海原発(商業発電用原子炉)3・4号機の安全性は保証されていないので、その運転に同意しないことが必要である。自治体は地方自治法第1条2の規定に基づいて、住民の福祉の増進を基本として、行政を行わねばならない。つまり住民の生命、健康(身体、精神)、財産の保護を旨としなければならない。したがって自治体そのものの消滅など、莫大な損害をもたらすおそれのある原発の運転(再稼働)を、その安全性が保証されていない状況下で、認めてはならない。(1-(1)と同じ)。

(2) 佐賀県が再稼働を認める場合は、安全性が保証されているという判断をとっていることが推定される。そう考えてよいか。また再稼働の是非を問わず判断を下す際には、その安全上の根拠は何かを詳細に示す必要がある。(安全上以外の根拠は添えない方がよい。)

(3) 佐賀県は地域防災計画に責任を負う。それによって防災に失敗した場合、責任を負うのは政府や九州電力ではなく、佐賀県である。現在の防災計画はそうした観点からみて完璧と考えるか。弱点についてどのように理解しているのか。規制委員会が示したモデル文書にならえばよいわけではなく、モデル文書の批判的検証が必要である。

(4) そもそも防災計画は、何を守るかの優先順位に関する判断にもとづいて作られるべきものであるが、その優先順位の体系はどのようなものか。死者の最小化を優先するのか、集団被曝線量の最小化を優先するのか。それとも他の価値基準を優先するのか。それによって防災計画の内容は大きく変わってくるはず。

(5) 原子力発電所内からの避難者に対して、どう対応するか。住民と一緒に扱うか。それとも別扱いとするか。別扱いとした場合「東電バス」(浪江町)などの問題が発生する。

(6) SPEED I とモニタリングデータを活用する体制はどうなっているか。自治体の中にはSPEED I の防災運用が停止されてもデータを求める自治体があるが、佐賀県はどのように判断するか。

(7) 佐賀県では事故時にどのような対策本部を立ち上げるのか。それは十分な専門性を有するとともに、優れた指揮官としてのC4ISR能力を持たねばならない。そうした条件がいかんにして保証される仕組みになっているのか。原子力安全対策課は緊急事態において対策本部の事務局をつとめる体制になっているのか。

(8) 過酷事故再発防止が確実に実行できることを確認するための体制を、佐賀県はもたなければならない。そのための専門的組織が必要である。その評価・検証の対象は当然、佐賀県自身の地域防災計画にも及ぶ。これについてどのような体制を、佐賀県は構築しているか。今まで福島県、新潟県などのケースがあるが、それとの差異は何か。最近、2つの委員会が設置されたと聞くが、それらは過酷事故再発防止が確実に実行できることを確認することを主目的としているのか。また非常勤委員がときどき集まる委員会組織の限界をどう考えるのか。

(9) 佐賀県は、みずから安全性の確認を行うとともに、広く県民の意見を聞いてそれを尊重した判断を行う必要がある。そのためにどのような努力を行っているのか。たとえば住民投票や世論調査や討論型世論調査を行っているとは聞いていないが、今後予定はあるのか。

(10) 放射能は県境によってブロックされない。玄海原発で過酷事故が起きた場合、佐賀県とともに福岡県にも強い影響が及ぶ。風向きによっては長崎県にも相当の影響が及ぶ。したがって少なくとも九州北部3県は、防災体制において密接な仕組みを構築する必要がある。どのようなものを構築しているのか。

(11) 福島事故時の福島県の行動について、佐賀県として調査・検証する必要があると思われる。学ぶべき点、学ぶべきでない点について、どのように認識しているか。